全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース５月号（No.126）　　２０１４年５月２１日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184　gsp10404@nifty.com

会員のみなさん、いかがおすごしですか

さて、新制度は、本当に 2105 年 4 月から施行できるのでしょうか。国は、年度末に出せなかった府省令を、4 月末に公布しました。これでは、6 月議会での条例策定は難しく、例え 9 月議会で条例ができるとしても、保護者の認定や施設の確認の作業等が混乱なく進むとは思えません。公定価格の全体像もまだ明らかになっていません。

このように混乱が予想される中で、各施設への意向調査も行われる模様です。地域によっては、あたかも認定こども園への移行が当然、といったムードが先行したり、公立施設の認定こども園化が方針化されています。一方で、新制度施行後、保育所で継続してもデメリットなしとしている自治体もあります。経営懇では、このような状況をうけて、雰囲気に流されることなく冷静に判断し 24 条 1 項にもとづき保育所経営を貫こう、という声明をまとめ、全国の民間保育園に向けて発信することとしました（声明リーフレット同封）。リーフだけで、すべての保育園経営者の不安や疑問に答えることは出来ませんが、この声明をきっかけに、各地の論議を巻き起こしたいと思います。

経営懇声明

児童福祉法 24 条 1 項にもとづき保育所経営を貫きましょう

経営懇役員会は、『児童福祉法 24 条 1 項にもとづき保育所経営を貫きましょう』と題して、声明を作成しました。移行は義務付けないとされていたにもかかわらず、自治体によっては移行したほうがメリットがあるかのような雰囲気作りがされています。そこで、雰囲気に流されることなく冷静な判断を求める訴えと、保育所経営を貫こう、と呼びかける声明です。

声明文とあわせて、Q&A や幼保連携型認定こども園と保育所の比較表を資料として掲載し、A4 版・4 ページのリーフレットにしました。

今後、全国の民間保育園に郵送等でお届けする予定です。各園・地域でも、この声明リーフレットを活用し、旺盛な論議と運動をまきおこしましょう。

第17回経営懇総会

～参加申し込み受付中

2014 年 6 月 1～2 日に、第 17 回経営懇総会と新制度学習会をセットで開催します。1 日目は、政令・府省令の概要と自治体に向けた課題について学びます。2 日目は、公定価格（仮単価）の最新情報を分析し、保育所の経営・運営について考えあいます。学習会を通じ、各法人としての考え方を整理したり、子どもの保育を受ける権利の保障にむけた運動の方向性を確認しあいましょう。そして、総会の中で、全国的な活動を交流し合い、今後の活動の力にしていきましょう。

第 17 回経営懇総会・新制度学習会

日程：2014 年 6 月 1 日（日）～2 日（月）

会場：1 日　TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター

　　2 日　エデュカス東京

講師：杉山隆一氏（佛教大学）

　　村山祐一氏（元帝京大学）

資料代：会員 1,000 円（会員外 3,000 円）

＊第 17 回経営懇総会は、2 日の午後に開催します。

※同封の案内書（参加申込み欄）に記入の上、FAX にてお申し込みください（電話・メール等も可）。席数に限りがありますので、お早目にお申込みください。

新制度をめぐる動き

3 月末までに出されるはずの政省令等が遅れたまま、2014 年度がスタートしましたが、この 1 か月の間に、公定価格の仮単価イメージが出されたほか、4 月 30 日には、府省令が公布されるなど、国は、急激に動きだしています。

しかし、市町村が 6 月議会に条例案を出すことは難しい状況です。今後、各地の 9 月議会での条例策定にむけて、現場の状況や保護者の要望を自治体に届けて、少しでも良い基準にさせるとりくみが求められます。(注：月刊『保育情報』の 5 月号に掲載されている京都市のとりくみと資料は、各地でも活用できる資料です。注文は、経営懇まで)

●4 月 23 日公定価格仮単価のイメージ、示される

4／23 の基準検討部会において、公定価格の仮単価イメージが示されました（別紙、資料参照)。

このイメージは、消費税の 10%増税が実施され、その増税額が満額確保される 2017（H29）年度に 0.7 兆円の財源が確保される、という前提で作成されています。また今後調整する項目もあり金額は変動する模様です。

公定価格は、①基本部分・②加算部分１・③加算部分 2、で構成されています。施設類型によって、基本部分に入っている費目と加算対応になっている費目が違います（例：園長の人件費は、幼稚園では基本部分だが、保育所では加算部分１)。また保育所には、学級編成加算、副園長・教頭加算がつけられていません。

仮単価のイメージをみると、今の段階では、認定こども園と保育所とで、大きく差がつけられてはいません。また、幼稚園と比べると、保育所の単価は大幅に抑制されているといえます（時間が長いのに単価の差が少ない)。

そもそも、法律成立段階で三党合意により、移行を義務付けないとしたからには、どの施設であっても、同じように保育が行なえるような、基準・単価にすべきではないでしょうか。特に、①他の施設につく加算は保育所にもつけるべき、②保育時間の長短を考慮すべき､等を要望していくことが必要です。

仮単価の詳細は、現在も政府内で調整中であり、加算内容・金額等も確定ではありません。今後、5 月 26 日に開催される子ども･子育て会議において、より詳細な単価が示されるものと思われますが、国の動き待ちにせず、要望を国・自治体に伝えていくことが重要です。

●4 月 30 日府省令公布

4／30 に以下の府省令が公布されました。

①「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年度内閣府令第 39 号）
②「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成 26 年度内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）
③「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）
④「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年度厚生労働省令第 63 号）

---

⑤「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」案（平成 26 年度内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）

このなかで、①③④は、すべての市町村が条例をつくる基準です。②は都道府県・政令市・中核市が対象です。

①は、確認の基準です。「確認」とは、給付の実施主体として確認することであり、確認を受けなければ、給付費を代理受領することはできません。確認の基準の内容は、利用定員・応諾義務や選考に関すること・保育料徴収と保育料以外の負担について・保育の提供に関する事項・職員の配置等保育条件に関する事項などです。

府省令は、経営懇のホームページにも掲載しています。一度、目を通し、地方条例化にあたって、どのような内容が望ましいのか、検討しましょう。

※府省令の概要と公定価格については、6 月 1・2 日の学習会で学習します（詳細は案内書参照)。

各地域の活動・運動

●学習会「新制度を迎え撃つ、認可保育園の経営」第３弾／大阪・同友会保育部会

大阪・すみれ保育園　池脇みき子

社会福祉施設経営者同友会・保育部会では、『新制度を迎え撃つ、認可保育園の経営』と題して、連続学習会を行なってきました。11 月に第１弾（講師：杉山隆一氏・佛教大学）、１月に第２弾（講師：中山徹氏・奈良大学）を開催しました。

同友会保育部会の第 3 弾にあたる今回の研修は、原田秀一氏（福岡・(福）紅葉会専務理事）を講師に招き、経営の観点から新制度の課題を学びました（4 月 22 日開催、参加者 66 名）。

◆人件費 43.4%の企業の保育所も

子ども・子育て支援法に組み込まれた保育所は、財政優遇措置や就学前教育の強調などの偏った広報で「幼保連携型認定こども園」への誘導が進められていること、また、その他の類型には株式会社の参入も促進されます。横浜市における企業立保育所の決算書が示され、月刊保育情報にも掲載されていましたが改めて、その異常さを認識しました。人件費が 43.4%、事業費の異常な高さは給食の委託費や講師料に見られ、職員の研修費が極端に低く組まれています。関連子会社を利用し、利益として親会社にあげられる仕組みが明白でした。このような経営の中で、子どもの保育を受ける権利は守られるのか、保育者の専門性は守られるのかと危惧します。

また、激変の情勢をふまえた経営の組み立てとして、保育所経営の三つの責任　①切実な保育要求の実現　②質の確保された保育の保障　③財政基盤の確立に対して、私的契約、個人給付となる認定こども園では、保育を必要とする子どもの排除や選別できる仕組みとなって切実な保育要求の実現が阻害されること、保育と教育の分離は就学前教育を基本に保育は預かり保育へ変質させられ、私的契約による財政不安定化の恐れもあげられました。

◆施設の財務構造の分析と経営理念の共有化が鍵

前提となる「新制度」後の保育所財政として、これから、公定価格、基準となる保育時間の設定、市町村独自の補助金の行方、保育所整備補助金がなくなる等の現段階を踏まえ、財務構造の分析と課題の設定が示されました。5～10 年の決算から全体像・傾向の把握と原因分析、そして保育所経営分析の切り口として　①経営理念・・法人がめざすもの、その実現の道筋　②意思決定のしくみ‥理事会機能、組織と運営の民主性　③保育の質‥職員の専門性、保育環境　④財務状態・・安全性継続性、があげられました。

このような情勢だからこそ、経営理念の明示化と共有化が重要と感じました。経営理念の意義として、法人の基本的価値を明らかにするということに、私たちも法人で綱領を定め、保育園のめざすもの、そして事業計画の中に位置づけていますが、養護と教育を一体として取り組んできた福祉としての保育が切り崩されようとしている今だからこそ、情勢に翻弄されない組織づくりの重要さを改めて確認することが出来ました。

◆保育園は地域社会の縮図

事業を通した要求の実現は、保育所は地域社会の縮図であり、保育所こそ要求の宝庫、地域要求の 9 割がたは把握可能であり、要求の把握なしに理念は具体化されないと言われた言葉に、昨年度、すみれ保育園も 60 周年を迎える中で、職員たちと、歴史を振り返り、創立当初の熱い思いを肌で感じることが出来ました。その歴史は、地域や子どもたちの幸せを願う人々の要求実現の歴史であったように思います。

4 月 26 日に開催された保育研究所フォーラムで教育法学を専攻されている小泉広子氏(桜美林大学)のお話を聞く機会がありました。「関連 3 法および幼保連携型認定こども園の創設は、2006 年新教育基本法以降の新自由主義教育改革の流れの中に位置づけられ、その特徴は国家責任の後退＋教育内容統制、

学校教育法以下の学校体系に重大な変更を及ぼす改正、学校体系の複線化、国家による教育内容統制強化のおそれ」があるものとして、義務教育に影響を及ぼし、教育の政治支配の強化が危惧されます。

私たち保育園の経営者は、「認定こども園」か「保育所」として残るのかの選択を迫られているところですが、内閣府より交付された省令や公定価格等広報全般にいち早く対応できるように取り組みたいと思いました。この日本がどこに向かっているのかという視点、何を守らなければならないかを深くとらえ、そして、保護者とともに広範な運動として進めなければと強く思いました。

（同友会発行『福祉経営』5月号より転載）

※同友会では、引き続き学習会を計画しています。

◎第4弾『新制度を迎え撃つ認可保育園の経営』

6月27日（金）於：ドーンセンター（天満橋）

講師：石川幸枝氏（経営懇会長）

◎子ども達の命と育ちを守る保育制度を！より良い保育・療育をめざす共同集会

5月24日（土）於：阿倍野市民学習センター

大阪保育運動連絡会や障害者分野・学童保育分野の団体との共同集会です。

●5／10 シンポジウム「保育の大切さを考える！新制度の問題点を問う」に参加して

京都・くりくま保育園園長　武尾正信

去る５月１０日、東京で開催されたシンポジウムに地元の保育事業団体幹部の園長に誘われて参加しました。呼びかけ人の思いは、「立場は違いますが、現状は様々な面で非常に危機的状況にある」ことで一致しているとし、「保育現場も研究者もほとんど声をあげない（あげられない）現状に対し、たとえ少数者でも今、異議を申し立てておかなければならない・・・」というのが開催の動機とされていました。

当日は、シンポジストとして、普光院亜紀さん（保育園を考える親の会）、諏訪きぬさん（元明星大学教授、保育学）、萩原久美子さん（下関市立大学教授、労働政策学）、城戸久夫さん（岐阜県・保育園園長、呼びかけ人）がお話しされ、コーディネーターとして、文教大学の櫻井慶一さん（呼びかけ人）が進行されました。参加者は161人でした。

◆新制度は少子化対策にはならない～制度の概要

トップバッターとして、呼びかけ人の城戸さんから、新制度は、直接契約制度＝個人給付制度であり、根本的な問題があることが提起されました。続いて新制度は、政府が主張するような少子化対策にならない事も出されました。

また、ハード面の諸問題として、制度的には、従来と比べより複雑になっている事、保育所の世界に差別と選別を持ち込んだ事、社会福祉法人は認定こども園に誘導し保育所は企業を中心への政策にする事、幼稚園にとっては、従来の自由競争から監査等の規制のかかる世界へ入るようになる事、等が出されました。ソフト面の諸問題としては、「保育」と「教育」の分断、「教育」の定義の二元性（「教育と養護を一体的に」を装いながら一方では、「教育」を「学校において行われる教育をいう」としている）を挙げられていました。

先日出された「教育・保育要領案」では、年齢別の学級編成を行い、『１日４時間程度、年間39週以上の教育時間を教育課程の教科時間に充てなくてはならない』というように、児童福祉機能でなく、「学校教育」機能に軸足を置いている事も重大問題であると指摘されました。

◆保護者・保育学・労働政策の立場から

次に、普光院さんは、保育園に子どもを預けてきた経験から、保育園での集団保育のすばらしさを紹介されました。また、新制度の問題点として、１．子ども・子育て支援法は、「教育」と「保育」を狭義化した。２．直接給付制度は、児童福祉機能を確保できない。３．直接契約化により事業の変質で「子どもの最善の利益」は、守られるのか？　が、提起されました。

続いて、保育学の立場から、諏訪さんが、「保育新制度と保育の機会均等性」というタイトルでお話しされ、「養護 CARE」と「教育 EDUCATION」が一体となった保育の展開を、保育現場の現状に即して、倉橋惣三の生活教育論とヴィゴツッキーの「子どもの想像力と創造」をどう現実の保育現場に活かすかを、「長時間長期間保育時代の保育の課題」と結んではなされました。

最後に、下関市立大学教授の萩原さんが、労働政策学研究の立場から、国際比較も出しながら、雇用・育児休業・保育サービスの関連を話されました。「育児休業期間が長期化すると３歳以下の子どもをもつ母親の雇用労働力率は低下する」、「保育施設等公的でフォーマルな保育サービスへの公共支出が抑制されると、女性のフルタイム就業が抑制される」（保育コスト＝家計に占める保育料の割合が高いと、女性のパートタイム就業者は、増える）という分析から、パートタイム就業は、一時的な解決策に過ぎず、フルタイムへの移行を促進すべき、と話されました。

また、わが国の働くことと子育てとの両立支援制度を、普遍主義（受給資格をできる限り拡大していこうとする考え方）と選別主義（受給資格をできる限り限定していく考え方）の２つの観点から見ると、我が国の育児休業制度は、選別主義の内容を規定しており、多くの子育て女性がその制度から除外されているとのこと。そして、日本の保育制度自体が、選別主義的に運用されており、女性が非正規から正規に変わることが困難な仕組みになっている、と話されました。今後、新制度で、「保育必要度の認定」が実施されると、選別主義の下、保護者を区別し、「保育に欠ける」要件を狭くする最悪の結果につながっていく危険性があると指摘されました。認定区分によって、親の認定を抑制する方向が明らかであり、パートや派遣労働で働く女性や若者の実態がつかみ切れずにつくられた新制度であることを論破されました。いくら良い制度を作っても「絵に描いた餅」であることが示されました。

その後、各シンポジストの提起を下にフロアーからの発言も出され、保育新制度のずさんさや危うさが交流されました。

最後に呼びかけ人より、保育を商品やサービスとして扱う事は、間違いであり、「保育は、福祉である。」ことを確認しました。また、「何をすべきか？」との参加者の声に対し、〇新制度を形骸化すること。〇保育所保育指針を実践すること。〇児童福祉法２４条１項を活用し、それに基づく公的保育制度は永遠になくすことのできないものであり、社会の要求の中で出てきたものと認識すること。等と、まとめられました。

◆参加しての感想

全国経営懇や保育研究所主催の集まり以上に過激な部分もあったシンポでした。内容としては、保育の現場を知っている保育関係者なら当然の「保育は、福祉」の熱い思いが交流できた良い機会でした。そして、親の立場、保育研究者の立場、園運営の立場、労働政策の立場等、切り口が多岐にわたっていて、今の保育園運営の立場からも貴重な話をうかがうことができました。

私は、２０数年間中学校教育の現場に身をおいていたので、新制度における「保育」と「教育」の線引きや分断には違和感をおぼえます。日々、保育現場で目のあたりにする子どもたちの育ちにくさや家庭の抱える課題が増している今日、新制度は、そのことの解決に明確な道筋を示していないばかりか、より困難にしてしまう内容であると思います。

わが国の保育・子育ての真の課題に目をつぶり、その誕生から経過、性急な結論まで新制度の反国民的な内容は、やがて破綻にいたると確信しました。

＜連載・第４回＞

労務管理Q&A

社会保険労務士・松田康子（第一経理）

第４回「年度更新」

Q.　今年も年度更新の時期になってきました。何か気をつけることはありますか？

A.　今年の労働保険・年度更新には改正されたところがあります。私達にも関係があるので、申告書を記入するときには注意して下さいね。

みなさん、こんにちは。緑まぶしい季節になってきましたね。年度更新・算定基礎届の作成で事務の方も慌ただしくなってくる頃でしょうか。今回は、年度更新のポイントについてです。

●年度更新

みなさんもご存じのことかと思いますが、労災保険と雇用保険をまとめた総称を労働保険といいます。保険料の徴収については労働保険として、原則的に一体のものとして徴収されます。その保険料は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年間（これを「保険年度」といいます。）を単位として計算されることになっていて、原則、その保険料はすべての労働者（雇用保険は被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業の業種内容ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。

すべての労働者の給与・賞与等の総額×保険料率

このように労働保険では、保険年度ごとに見込みの保険料（概算保険料）を納付し、その保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算するという方法がとられています。

「年度更新」とは、既に納付した前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付を同時に行うことをいいます。

この年度更新の手続きは、毎年６月１日から７月10日までの間に行うことになっています。

今年の年度更新では、いくつか改定されていることがあります。それも私達に関係することです。

(1) 確定保険料の一般拠出金の料率が 0.05/1000
　→　0.02/1000 へ改定されました。

(2) 「事業又は作業の種類」が改正されました。
今まで「医療保健業」となっていたのを「医療業」と「社会福祉又は介護事業」に分けた上に、新たに「幼稚園」、「保育所」及び「認定こども園」と事業の種類を細かくしています。申告書が届いたら確認してみてください。
今年の申告書の「事業又は作業の種類」のところは

作業又は作業の種類	31 医療業	32 社会福祉・介護事業
	34 保育所	35 認定子ども園

と印字されていますので、該当する番号に○をつけるようになっています。

また、申告書の支払回数を記入するところをみて下さい。

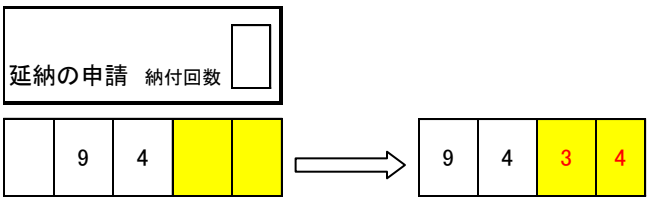

支払回数を記入する枠の下に「94」という数字があります。その横が空欄になっているので、「作業又は作業の種類」で選んだ番号を記入するようになっています。
わかりやすく黄色で色を付けていますが、申告書には色はついてないので記入のし忘れにお気を付け下さい。

さて、年度更新の手続きの中で最も重要なことは何でしょうか？

それは、支払った賃金総額を正しく集計することです。保険料計算のベースとなるので、ここはしっかりとやりましょう！

間違えやすいポイントを挙げてみます。

1. **賃金について**

（1）正職員、非常勤職員、アルバイト等の雇用形態に関係なくすべての職員に支払った賃金について、賃金台帳を用意します。

４月から翌年３月までの１年間の給与・賞与等の金額を集計しますが、この期間に実際に払った給与ではなく、締め日が到来した給与となります。

例えば、月末締め翌月１０日払いの会社の場合は、４月分（5 月 10 日払い）から翌年３月分（4 月 10 日払い）の給与等が対象となります。

（2）賞与等を含めていますか

（3）通勤費を含めていますか

（4）その他、労働保険の対象となる賃金を含めていますか

（5）年度の途中で退職していた人の賃金を含めていますか

（6）アルバイト、パートの人の賃金を含めていますか（雇用保険は被保険者のみ）

（7）雇用保険の免除対象高年齢労働者を確認して、賃金を別集計していますか

免除年度	対象者
平成25年度(確定)から免除	(1949年)昭和24年4月1日までに生まれた人
平成26年度(概算)から免除	(1950年)昭和25年4月1日までに生まれた人

実務的には、確定の対象者の賃金総額で概算も計算します。

（8）雇用保険の加入手続きもれはありませんか

雇用保険の加入者は「雇用保険被保険者台帳」(被保険者の取得日、喪失日、生年月日、年齢　等の一覧）をハローワークで提供してもらってチェックすることで間違いを防げるので、この機会に台帳を取ってみることをお勧めします。

賃金だけでなく、申告書を作成するときも、納付方法についてついつい支払回数を記入し忘れたり(概算保険料の総額が 40 万円を超えたとき、3 回に分けて納付できます)、延納する場合も、3 で割った余り（1 円または 2 円）は第 1 期に加算したりなど注意点はあります。

特に、昨年から申告書の書式が変わっているので、充当する場合は、充当意思欄に記入することも忘れないでください。

年度更新は、3 月までの賃金を集計すればいいので、申告書が届いてから取りかかるのではなく、集計だけでも先にやっておくと算定基礎届の作業と重ならずに済みます。一足先に取りかかられてはいかがでしょうか。

社会保険労務士の松田さんに質問してみませんか？疑問や質問を、事務局までお寄せ下さい。

＊FAX：03－6265－3184

＊メール：gsp10404@nifty.com

当面の課題

●声明リーフレットを活用し、新制度の実体をつかむ論議をまきおこそう！

経営懇役員会として、『児童福祉法 24 条 1 項にもとづき保育所経営を貫こう』という声明を作成しました。今後、全国の民間保育園に郵送等で届ける予定です。

自治体によっては認定こども園への移行が当然といった雰囲気づくりをすすめていますが、雰囲気に流されることなく冷静に判断することが求められます。移行問題や単価の額等に右往左往することは、今とりくむべき本質を見失うことになりかねません。法人・園で、また地域の園長会等で、声明リーフレットを活用し、新制度の実体をつかみ、国・自治体に要求すべきことは何なのか、論議をまきおこしましょう。

●実態にあわせ、市区町村へのとりくみを強めよう

地方での条例策定に向けて、自治体にどう働きかけるかが重要です。できることから動きをつくりましょう。

静岡市や世田谷区等署名にとりくみ中！

＊自治体・議会へ、要請や要望を！

・要望や請願署名（個人署名）等、具体的な要望事項を自治体・議会に届けよう。

・行政説明等に、質問や意見を出そう。

行政の説明に不明点等あったら、まず質問を！横浜市でも会員が質問し明らかになったこと有！

＊関係者との共同のとりくみを！

・保護者・関係者向け説明会開催を要望しよう。

・幅広い関係者・行政関係者も含めた学習会を企画したり、一致できる点で自治体への要望や懇談をしよう。

塩釜市では、保護者むけ説明会を市に要望し開かせました

園長会や子ども・子育て会議等、地域の保育関係者と一致できるところから要望していこう！
広島市では、園長会の政策検討会の中で、新制度の問題点・課題等を論議しています。

●学びを力に！

①6／1～2　学習会＆経営懇総会

集中的に新制度の最新情勢を学びます。

講師は、杉山隆一氏、村山祐一氏。

総会では、各地の活動を交流します。

②8／2～4　合研集会（福岡）

③地域で、学習・論議の場をつくろう

既に、北海道（6/13）、茨城（6/17）、愛知（6/24）、大阪（6/27）、埼玉（7/1）で予定しています。他の地域でも、検討しましょう。

★6.8 福祉共同シンポジウム『福祉は権利！利用者・経営者・労働者が社会福祉を問う』

6 月 8 日に、共同シンポジウム実行委員会の主催によるシンポジウムが開催されます。経営懇も実行委員会に参加し、準備してきました。

案内を同封しますので、ぜひご参加ください。

★メールニュース

メールアドレスを連絡されていない会員園の方は、ご連絡ください。また、登録したアドレスに送信したものの、メールソフトの不具合等で届かない場合があり調整中です。メールアドレスを連絡したのに届いていない園の方は、ご連絡ください。

★声明リーフの注文受付ます

全園発送以外に、各法人・園等で活用する場合は 1 部 20 円（送料こみ・10 部以上）で、お送りします。また、ホームページに PDF を掲載しますので、印刷してご活用いただくことも可能です。

同封の資料（ご確認ください）

①経営懇総会のご案内

②第 17 回総会議案書

③24 条 1 項声明リーフレット

④公定価格の仮単価イメージ（4/23）

⑤福祉共同シンポジウムのご案内